

◆◆トピックス①◆◆

昨年度の解散・代行返上は87基金 ～残る444基金の9割が制度廃止に～

Ovalニュースレターでは、人事・企業年金関連の情報を分かりやすく解説し、企業経営上の判断をサポートします。

昨年度の解散・代行返上は87基金	1
10年間で厚生年金基金制度は全廃	2
基金解散後の後継制度	3
オーヴァル経営ゼミナール	4

◆書籍案内◆

(増補改訂版)

年金倒産

企業を脅かすもう一つの「年金問題」

著者：当社代表 宮原英臣
発売元：株式会社7レジレント社
定価：1,620円(税込)

厚生年金基金の 解散・脱退Q&A50

著者：特定社会保険労務士 野中健次
発売元：日本法令社
定価：2,160円(税込)

◆経営ゼミナール◆

“厚生年金基金”

解散対策

《基金解散と、
後継制度の選択》

～これからの社員福利
厚生のおいかた～

開催日時

・4月27日(月)

・5月12日(火)

時間①13時～15時

②15時～17時

同封の申込書
でお申込み下さい。

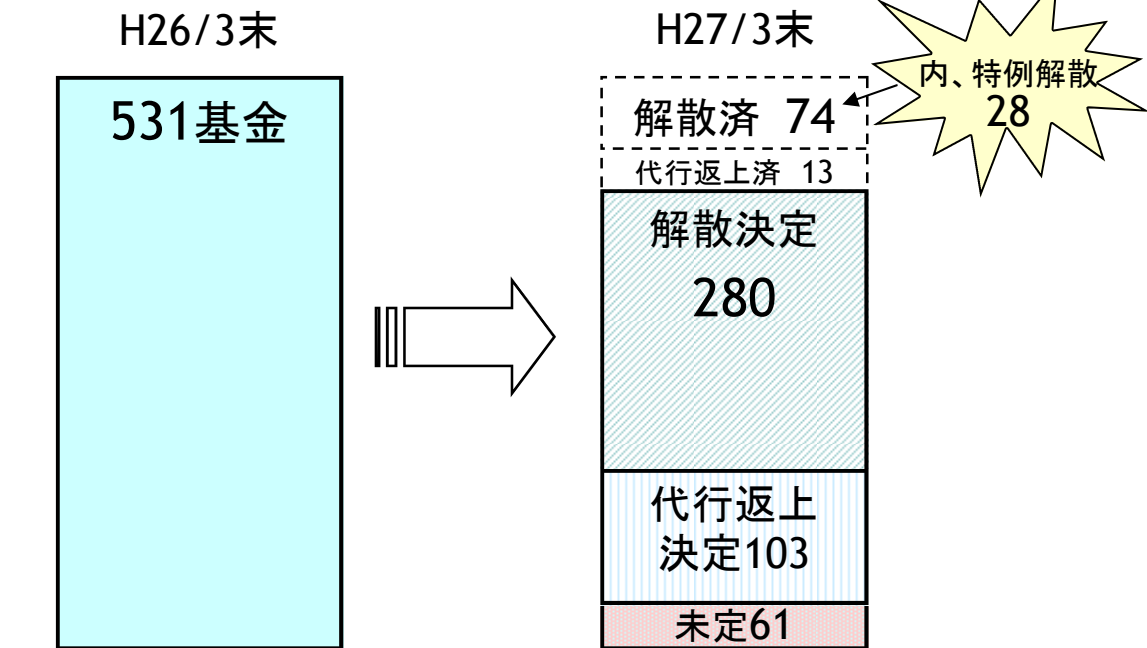


ホームページもご覧下さい

www.oval-rms.com

平成26年4月1日より改正された厚生年金保険法が施行されたことに伴い、平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)で74基金が解散するとともに、13基金が代行返上を行った。その内、28の基金が代行割れの特例解散だった。平成27年3月末現在で444基金のうち86%にあたる383基金が既に厚労省より解散や代行返上の内諾を受け、解散や代行返上の業務が進んでいる。

厚生年金基金の解散や代行返上の状況については、厚労省のホームページで毎月発表されており、平成27年3月末現在の状況は以下のようになっている。



●●● Oval View (オーヴァルの視点)

先の2月代議員会で解散・代行返上の方針の決議をした基金が急増した。

様子見していた基金も方針を固めざるを得ない状況になっている。

但し、ここで注意したいのは、解散方針を決議したが、具体的な作業が遅々として進んでいない基金が数多く見られる点だ。中には加入員記録の突合作業に2年も費やすスケジュールを組むなど、事態の深刻さとは裏腹に超スローペース。一旦解散を決議したのであれば、基金に残された貴重な資産を保全すると共に、加入企業の特別掛金負担(出血)をいち早く止めることが肝心。基金には待たなして迅速に解散手続きを進める最後の使命が課せられている。

※公表資料やその内容について、詳しくお知りになりたい場合には、当社までお問い合わせ下さい。



増補・改訂版
発売中!

◆◆トピックス②◆◆

10年間で厚生年金基金制度は全廃 ～制度廃止後の企業年金は?～

「代行割れ」している厚生年金基金については、5年以内に解散を行うこととなっている。そのために、5年以内の解散であれば、国に返還する最低責任準備金の軽減計算や不足金の分割納付等の特例措置が設けられている。

5年以内に解散や代行返上を行わない場合、高い水準の積立基準を常に確保することが義務付けられ、もし基準を満たすことができない場合は、厚労省が解散命令を出す可能性もある。

基準を満たしている基金でも、法改正の附帯決議として、今後10年以内に再度見直すこととされているので、10年以内には健全基金についても他制度に移行するなどして廃止に持っていく方向にある。

そこで、厚生年金基金制度の廃止後、確定給付企業年金(DB)や確定拠出年金(DC)への移行を促進するために、今回の法改正では企業年金制度の設立要件や給付設計等の弾力化、不足金償却期間の延長など、様々な緩和措置を講じている。

企業年金連合会では、毎年、年金の「財政・事業運営調査」を行っているが、昨年12月17日に発表された制度見直しの予定について、次のような結果が報告されている。

1. 基金解散後の他の企業年金制度への移行方針(複数回答有)

①設立事業所の大部分が確定給付企業年金(DB)に移行

④検討中

25.9%

54.7%

32.5%

3.7%

②個別事業所の状況は把握していない

③解散後は設立事業所の自主性に委ねる

基金解散後の制度については、各社個別に判断するという大勢が判明した。再び“運命共同体”に参画するニーズは、極めて小さいことが分かる。

2. 今後5年間の制度見直しの予定(複数回答有)

①予定利率の引下げ 25.0%

②給付水準の引下げ 20.5%

③具体的方法は検討中 37.0%

④検討の予定はない 31.8%

確定給付企業年金(DB)に移行して制度を継続する場合には、予定利率や給付水準の引下げを伴う制度設計の見直しが行われている様子が窺える。

◆出版案内◆

(増補改訂版)

年金倒産

企業を脅かす
もう一つの「年金問題」
著者: 当社代表 宮原英臣
発売元: 株式会社フレジレント社
定価: 1,620円(税込)

厚生年金基金の 解散・脱退Q&A50

著者: 特定社会保険労務士
野中健次
発売元: 日本法令社
定価: 2,160円(税込)

Ovalニュースレターの
バックナンバーは下記
のウェブサイトをご参照
下さい。

www.oval-rms.com

“厚生年金基金”

解散対策

《基金解散と、
後継制度の選択》
～これからの社員福利
厚生のおいかた～

開催日時

・4月27日(月)

・5月12日(火)

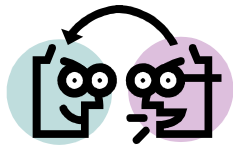
時間①13時～15時

②15時～17時

同封の申込書
でお申込み下さい。

発行:
オーヴァル・リスクマ
ネジメント・サービ
シーズ日本支社

〒151-0053
東京都渋谷区
代々木4-23-5-101
TEL: 03-5333-4808
FAX: 03-5333-4809



基金解散後の後継制度

確定給付型年金 or 確定拠出型年金 or 非年金型

Ovalニュースレターのバックナンバーは下記のウェブサイトをご参照下さい。
www.oval-rms.com

- 42号
- 基金解散を阻む勢力
 - 解散を取り進める基金が続出
 - 選択制確定拠出年金という選択肢

- 41号
- 厚年基金解散ラッシュ、その後の受け皿
 - 解散を取り進める基金が続出
 - 解散で発覚、素人運用で消えた積立金
 - AIJで27億円被害基金7月で解散認可

- 40号
- 長野県建設業基金、巨額横領事件のその後
 - 代行返上で増す掛金負担
 - 選択制確定拠出年金とは

- 39号
- 解散手続きの簡素化
 - 特例解散の申請が延期に
 - 基金解散後の後継制度
 - 解散を取り進める基金が続出

- 38号
- 進まない解散、モラルハザード？
 - 早期方針決定を促す厚労省の事務連絡

- 37号
- 解散ととり進める基金続出
 - 受給権の保全、残余財産の範囲内で
 - 特例解散、納付猶予の特例
 - 早期解散を阻む抵抗勢力と対策

- 36号
- 厚生年金基金見直し改正法成立
 - 「代行割れ」基金は早期解散がベスト
 - 将来選択肢と負担額シミュレーション

この度、加入していた基金の解散により上乗せ部分の支給が消滅するため、加入企業は各々社内退職金規定と照らし合わせ、場合によっては退職給付制度の見直しや再構築などの対応策を練る必要がでてくる。

基金の上乗せ部分の支給が自社の退職金規定に明記されている「内枠」の場合でも、退職金規定に明記されていない「外枠」の場合でも、社員の福利厚生充実という本来の基金加入の見地からその処遇等を考慮すると、何らかの補填を行うことが望ましい。

分類	内容
確定給付型企業年金(DB)	給付額の算定方法が予め定められており、年金資産の運用状況等によって会社の拠出額が変動する 確定給付企業年金(DB) が該当。1社単独で、又は複数社が共同で運営することもある。
確定拠出型企業年金(DC)	掛金の算定方法が予め定められており、掛金そのまま企業の費用となり、年金資産の運用状況によって給付額が変動する制度。 確定拠出年金(DC) が該当。1社単独で、又は複数社が共同で運営することもできる。
非年金型(退職一時金)	退職後の一定期間で支払う年金給付ではなく、退職時に一時金で給付する。会社支給の退職金や中退共(中小企業退職金共済)、特退共(特定退職金共済)が該当。

いずれの場合でも、現行社内制度との関連も含めて、補填策・新制度の設計業務が必要になる。会社・社員双方のメリット・デメリットを勘案した上で、自社に適した制度の構築が望まれる。

●代表的な後継制度である確定給付年金(DB)と確定拠出年金(DC)の比較検討

	確定給付年金(DB)		確定拠出年金(DC)	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
社員	<ul style="list-style-type: none"> 給付額は運用結果に拘らず確定 60才前でも受取り可能(規約による) 	<ul style="list-style-type: none"> 積立金は<u>合同管理方式</u> 将来、会社の事情次第で給付内容変更もあり得る 退職(転職)時の<u>ポータビリティなし</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 積立金は<u>個人別分別管理方式</u> 運用次第で給付額は増加 退職(転職)時の<u>ポータビリティあり</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 運用次第で給付額は減少 原則60才まで引出不可
会社	<ul style="list-style-type: none"> 掛金の損金算入 	<ul style="list-style-type: none"> 運用次第では追加掛金の発生あり 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金の損金算入 追加掛金なし 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な投資教育の実施義務

当社は後継制度を検討される場合の制度設計段階からのご支援や導入後の業務委託全般をお受けするなど、関係機関と連携したワンストップのサービス体制を確立しております。また、事業主様のご負担を軽減する様々な方策や、従業員の皆様にとっても、より柔軟な年金制度の制度設計を採用することにより、福利厚生制度の充実を実現するご提案をさせて頂いております。

まずは当社セミナーにお越し頂くか、あるいは当社HP経由でお問い合わせください。(<http://www.oval-rms.com>)



◆◆トピックス④◆◆

オーヴァル経営ゼミナール ～厚生年金基金解散対策～

増補・改訂版
発売中!

◆出版案内◆

(増補改訂版)

年金倒産

企業を脅かす
もう一つの「年金問題」

著者:当社代表 宮原英臣
発売元:株式会社レジデント社
定価:1,620円(税込)

厚生年金基金の 解散・脱退Q&A50

著者:特定社会保険労務士
野中健次

発売元:日本法令社
定価:2,160円(税込)

“厚生年金基金”
解散対策
《基金解散と、
後継制度の選択》
～これからの社員福利
厚生のおいかた～

開催日時

・4月27日(月)

・5月12日(火)

時間①13時～15時

②15時～17時

同封の申込書
でお申込み下さい。

発行:
オーヴァル・リスクマ
ネジメント・サービ
シーズ 日本支社

〒151-0053
東京都渋谷区
代々木4-23-5-101
TEL: 03-5333-4808
FAX: 03-5333-4809

ホームページも
ご覧下さい。
www.oval-rms.com

近日開催

オーヴァル経営ゼミナール

今回のテーマ:厚生年金基金解散対策 《基金解散と、後継制度の選択》 ～これからの社員福利厚生のおいかた～

平成26年4月から施行された法改正の下で、総合型厚生年金基金の解散・代行返上の動きが進んでいます。社員のために思って加入した基金が多額の積立不足を抱えたまま解散してしまうと、加入企業や加入員(現役社員)はどうなるのか、受給者の年金はどうなるのか、また、廃止になる制度にいつまで掛金を払い込むのか、等々、疑問は尽きないことと存じます。

そこで、厚生年金基金問題の第一人者で独立系コンサルタントの当社代表・宮原が、全ての疑問にお答えします。特に解散後の対応策について、企業と社員のニーズにマッチする多様な選択肢をご紹介します。

■厚生基金解散対策ゼミナールの内容(予定)■

- 法改正下での厚生年金基金の「解散」と「代行返上」
 - 解散と代行返上の違い
 - 総合型基金の大半は解散に
- 総合型厚生年金基金の解散について
 - 意思決定と解散業務
 - 企業、加入員、受給者への影響
 - 事務局、運営幹事(信託銀行)のスタンス
 - 早期解散のメリットと課題
- 後継制度の必要性と選択肢
 - 後継制度の必要性・考え方(自社制度との関連:内枠/外枠)
 - 中小企業でも導入できる多様な選択肢(DB・DC・中退共など)
 - 社員も企業もハッピーな選択肢

実際の基金事例を
解説致します

《開催要項》

【日時】4月27日(月)①13時～15時、②15時～17時 ・5月12日(火)①13時～15時、②15時～17時
【場所】〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-9-18 永和ビル地下2階 ※新宿駅西口より徒歩3分
【定員】30名 【費用】1社(2名様まで)・5千円 【申込】下欄「参加申込書」のFAXでお申込ください。

申込書送付先FAX番号:0120-086504(フリーダイヤル)

申込書確認後、折り返し受講票をFAX致します。なお参加申込情報は本セミナー以外の目的には利用しません。
『厚生年金基金・解散対策セミナー』(15・04)申込書(ご希望の参加日時にレ点を)

貴社名:	Tel:	Fax:
参加日: □4/27(月)13時～ □4/27(月)15時～ □5/12(火)13時～ □5/12(火)15時～		
参加者名:	(部署)	連絡先(Tel, Eメール)
参加者名:	(部署)	連絡先(Tel, Eメール)

★お問合わせは、オーヴァル・リスクマネジメント・サービスズ 担当/伊藤

TEL:03-5333-4808 E-Mail info@oval-rms.com

〒151-0053 東京都渋谷区代々木4-23-5-101 ホームページもご覧ください。http://www.oval-rms.com

※分析レポートご提供可能な基金を一部ご紹介致します。下記にない場合でも、基金だよりをご提供頂ければ作成可能です。

関東版; 東京実業、東京織物、東京アパレル、東京金属事業、東日本紙器、東京印刷工業、東京貨物運送、東京トラック、東日本文具販売、東京都石油業、東日本硝子業、東京都電機、東京都自動車整備、東日本冷凍空調、関東ITソフトウェア、東京都鉄二、東日本プラスチック業、東日本ニット、関東塗料、など

全国版; 全日本コーヒー、全国計機、日本電子回路、日本チョコレート、自動車振興会、日本金型工業、日本金属プレス工業、日本工作機械関連工業、建設コンサルタンツ、全国通信機械工業、日本産業機械工業、全国測量業、全国電子情報技術産業、全国高圧ガス溶剤卸、全国情報サービス産業、日本旅行業、など

※同封の申込書にてお申込み下さい。